

環境教育等促進法施行状況

平成30年2月7日

環境省大臣官房環境教育推進室

環境教育等促進法 (正式名称:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

制度の概要

※は、改正法により新設された規定

平成15年成立,平成23年改正

文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省共管



○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条,法5条)

- 国民、民間団体等:家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体:相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

※地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備・活用。

環境教育等の基盤強化

※環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

※体験活動を促進するための枠組み(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場合について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

※協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- ※ 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

行動計画及び環境教育等推進協議会

環境教育等促進法基本方針(法7条) (平成24年6月26日閣議決定)

- 1 環境教育等の推進に関する基本的な事項
- 2 環境教育等の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 3 その他の重要事項



環境教育等推進協議会(法8条の2)

行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができる。

<環境教育等推進協議会数(H29.8現在)>
都道府県:5団体

協議会の構成員

- ① 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村
- ② 当該都道府県又は市町村の教育委員会
- ③ 学校教育及び社会教育の関係者
- ④ 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

地方公共団体における行動計画の作成 (法8条)

<行動計画作成自治体数(H29.8現在)>

都道府県: 33団体
政令指定都市: 5団体
中核市: 5団体
市区町村: 6団体

この他、法の行動計画によらず、環境基本計画の中で環境教育等に関する指針を盛り込んでいる地方公共団体も多い。

より横断的かつ濃密な計画の作成



<効果>

- ・環境部局と教育委員会との連携強化
- ・市民の意見の取り入れ
- ・施策に係る評価の実施



計画の性格、特色など

- ① 策定の経過 ○ 東日本大震災における原子力発電所の事故を受けての国民の価値観や意識の変化などへの対応の必要性
○ 平成23年6月に環境教育等促進法が改正され、地方公共団体に環境教育の行動計画策定の努力義務が課されたことに対応し、策定から7年経過した現行方針を見直し
- ② 計画の性格 ○ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づき行動計画
○ 第3次山形県環境計画の分野別計画
- ③ 計画の期間 ○ 平成25年度から第3次山形県環境計画の終期である平成32年度までとする。
- ④ 計画の特色 ○ 自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点で新たに取り組む。
○ 家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが自ら参加、協働する施策を目指す。
○ 環境教育を通して目指す理想的な人間像として“山形愛の人”掲げる。

基本的な考え方

1 環境教育の基本的な方針

(1) 環境教育で重視すること

一人ひとりが世界の人々や自然環境との関連性の中で生きていることを認識し、身近なところから自発的に問題解決のために行動できる人づくり

(2) 環境教育を通して目指す理想的な人間像

○ 「山形愛の人」

山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心である。

↓
山形そのもの(=山形の環境)に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、守り、創造・活用し、それらを次世代に引き継ぐため、責任を持って自発的に行動できる人
さらに、世界的な視野に立ち、その深い愛情を地球そのもの(=地球環境)にも注ぐことができる人



(3) 環境教育の要素

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと
- ・自ら考え、判断、行動する機会を与え、自発性を育てること
- ・実体験を通した様々な経験をする機会を設けること
- ・地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ・双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと
- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境の中の人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、県民の消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気付きを引き出すこと

(4) 環境教育を推進する手法

- ・自主性、主体性を持った具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中への位置付け
- ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、実践体験を環境教育の中心に位置付け
- ・体系的かつ総合的な環境教育を進めることができる効果的な仕組みを構築

2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針

- (1) 家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが自ら参加、協働する施策を推進
- (2) 県民、学校、事業者、民間団体、市町村等の参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担
- (3) 環境教育において、①場 ②主体 ③地域づくりなど環境教育以外の施策 とのつながりを重視

環境教育の推進施策

1 学校、地域等幅広い場における環境教育

- (1) 学校における環境教育
 - ・山形県環境教育指針の改訂
 - ・再生可能エネルギーの導入や水資源・森林、生物多様性の保全、自然環境の保全に加え活用する視点など新たな施策に対応した学校で取り組みやすい学習プログラム例の作成、学校訪問等による普及活動
 - ・各学校のニーズに対応するための施策のマッチング事業の実施
- (2) 学校の教職員の資質の向上
 - ・県教育センターの研修機会の拡充、教職員同士の実践の共有機会の充実
 - ・学習プログラム作成に必要な支援や情報提供を受けられる状況づくり
- (3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進
 - ・家庭のアクションやごみゼロやまがた県民運動等、家庭向けの学習機会の提供
 - ・親子で環境について学ぶ機会の充実
 - ・住民自らが取り組む地域課題の解決、地域の環境資産を活用する活動の支援
 - ・県の各部局課の施策を環境教育の教材として積極的に学習機会を提供
 - ・環境やまがた大賞による優良事例の周知
- (4) 人材の育成・活用
 - ・指導者間の情報交換や研修機会の充実
 - ・若い世代の人材育成のため、大学生や職場の環境保全活動の活性化を推進
 - ・育成した人材の活動機会の提供、コーディネート
- (5) プログラムの整備
 - ・検討チームを設立し、学習プログラムの作成及び改訂、普及活動を実施
 - ・県環境学習支援団体の拡充、連携による多彩な学習プログラムの提供
- (6) 情報の提供
 - ・環境学習についての効果的な周知、情報提供
- (7) 各主体の連携
 - ・環境学習の日・旬間(仮称)を制定し、イベント開催などによる環境学習を推進する機運の醸成
 - ・県教育委員会と知事部局など県内部の連携強化、一体的な施策の推進
- (8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
 - ・環境学習拠点における幅広い内容の学習プログラムの作成や他指導者への普及

2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み

- ・事業者の活動に対する活動経費の支援や適切な助言、指導等の支援
- ・個々の職員に対する研修等への積極的な参加の促進
- ・環境保全推進賞による優良事例の周知

3 拠点機能の拡充

- ・環境エネルギー学習拠点機能の拡充
 - ①再生可能エネルギー等の展示・体験機能の拡充
 - ②情報発信・相談等機能の整備
 - ③学習プログラムの作成・提供、県環境学習支援団体のネットワーク化

4 体験の機会の場の認定

- ・改正法で規定されている「体験の機会の場」の認定制度の適切な運用
- ・環境学習サポーター制度(仮称)の創設

5 情報の積極的公表

- ・安全で良好な生活環境の確保に必要な情報を迅速に提供
- ・県民に情報を活用してもらえるよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供
- ・ソーシャルメディアなどを活用した積極的な情報発信

6 国際的な視点での取組

- ・県内の環境教育分野での国際的取組みの促進のため先進事例を積極的に周知、広報

環境教育等の自発的な取組促進のための措置

【人材】人材認定等事業登録制度(法11条)

民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の研修や認定等を行う民間事業者等を、申請に基づき、国が登録する制度。

- 登録事業数: 47 (H30.1末時点)
- 認定・受講者総数: 約6,300人(H28年度)
※保育、観光、建設など多様な業種に広がりを見せており、若者の参加も多い。海外からの受講者もいる。
- 成果: 国や自治体の入札資格への反映
学生の就職への寄与 等

【団体】環境教育等支援団体指定制度(法10条の2)

環境教育プログラムの提供や指導者の斡旋等を行う非営利団体を、申請に基づき、国が指定する制度。

- 団体指定数: 5 (H30.1末時点)
- プログラム参加者総数: 約14万5千人(H27年度)
- 成果: 学校や地域との連携強化
実践者等の相互参照の機会の創出 等

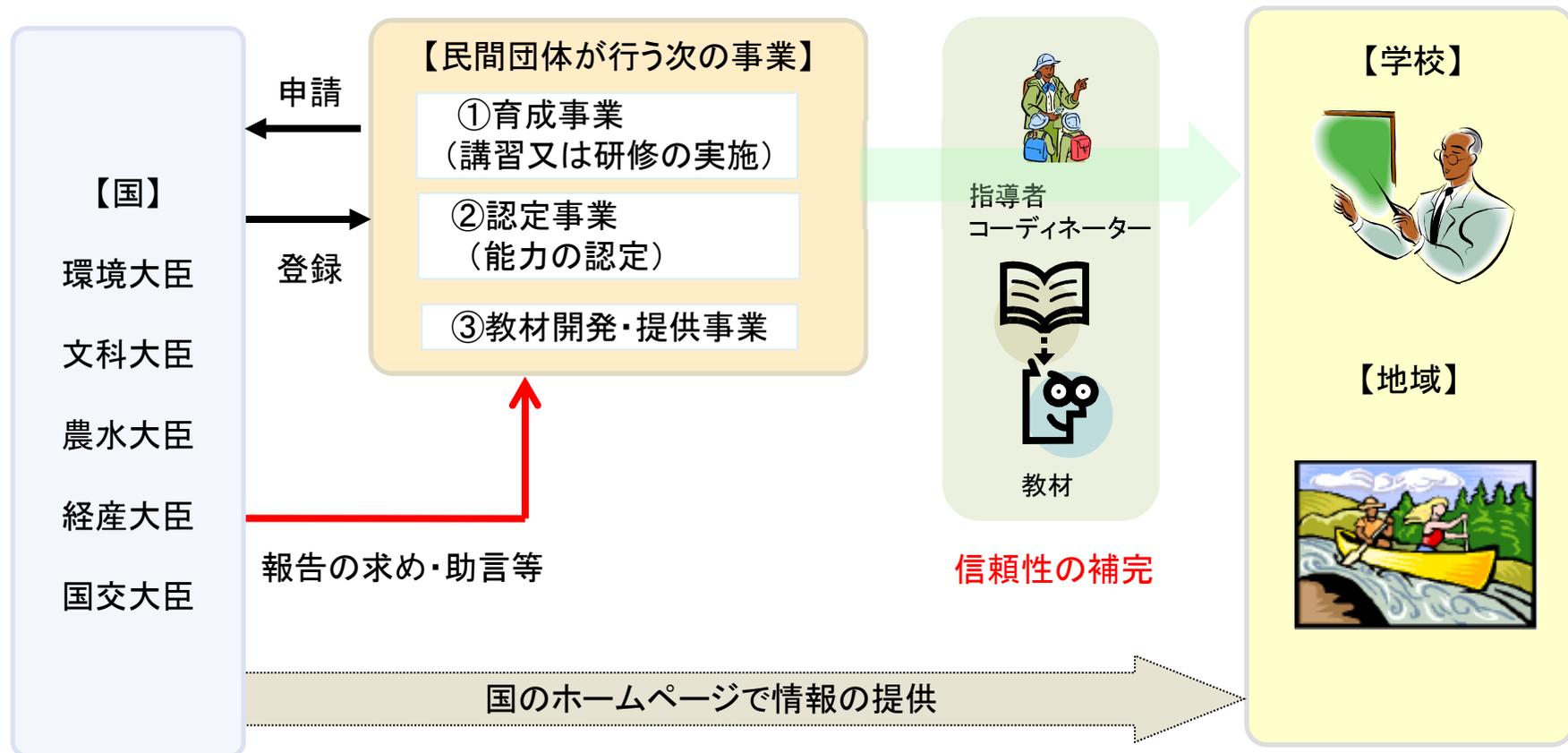
【場】体験の機会の場の認定制度(法20条)

土地又は建物の所有権又は使用权を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、申請に基づき、都道府県知事等が認定をする制度。

- 場の認定数: 15 (H30.1末時点)
- 体験者総数: 年間 計約32,000人(H28年度)
- 成果: 企業価値の向上
学校や行政との連携強化
参加に係る不安感の低減 等

人材認定等事業登録制度

民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録する制度。



登録されている事業の一例

例) ビオトープ管理士(日本生態系協会)

地域で受け継がれた自然や歴史、文化など貴重な財産と、国際的な動向を踏まえたまちづくり・くにづくりを実践できる技術者。教員、保育士、土木建設業者など、取得者の職種は多岐にわたる。ビオトープ管理士の配置を建設工事等の請負要件としている行政機関もある。

資格認定者の活躍事例



森林生態系の維持と地域経済の両立を図る新しい林業を実践。地域活性化、ひいては持続可能な地域づくりに寄与。



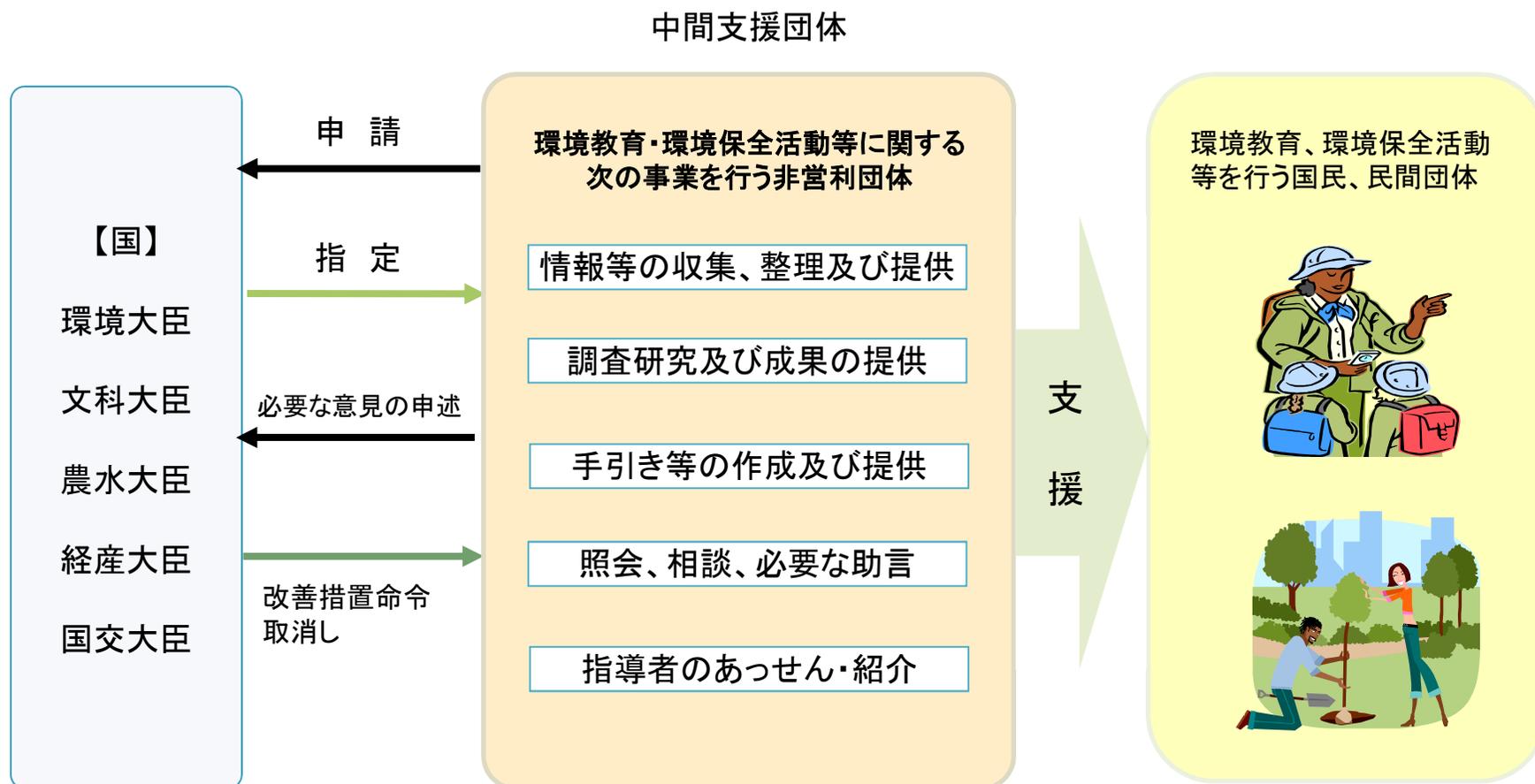
子どもたちの五感を刺激し、豊かな感性や独創性を育むため、自然を活用した保育環境づくりを実践。

人材認定等事業制度 登録事業一覧(H30.1末現在:認定順)

河川環境保護指導員認定事業	自然体験活動リーダー育成講座	自然体験活動リーダー育成事業
森林インストラクター養成・認定事業	CONETレーナー養成・認定事業	森林管理士資格養成事業
プロジェクト・ワイルド(educator, facilitator)認定事業	環境管理士育成・認定事業	こども環境管理士認定事業
PLT: Project Learning Tree～ファシリテーター養成事業	環境教育インストラクター認定事業	自然体験活動リーダー養成事業
環境教育指導者養成セミナー清里インタープリターズ キャンプ育成事業	川に学ぶ体験活動指導者育成事業	環境社会保全士認定事業
白神自然学校インストラクター養成事業	環境サイトアセッサー(土壌汚染)認定事業	ビオトープ管理士認定・育成事業
グリーンセイバー(マスター)認定事業	プロジェクトWET指導者の認定事業	環境プランナー育成・認定事業
土壌環境リスク管理者認定事業	環境技術指導者養成講座育成事業	植生管理士認定事業
環境技術保全学科・自然環境保全学科育成事業	遮水工管理技術/施工技能者認定事業	水俣病教育指導員育成事業
ホールアース自然学校講座育成事業	植生アドバイザー育成事業	最終処分場機能検査者資格認定事業
ネイチャーゲーム指導者養成事業	エスベックみどりの学校育成事業	環境再生医資格認定事業
スクールインタープリター養成事業	支援アシスタント養成事業	B&G海洋性レクリエーション指導員センター・イン ストラクター養成研修認定事業
林業技士(森林環境部門)養成事業	泥土を適正に処理するための指導者育成事業	環境経営士養成講座
インタープリター入門育成事業	自然観察インストラクター養成事業	

環境教育等支援団体の指定制度

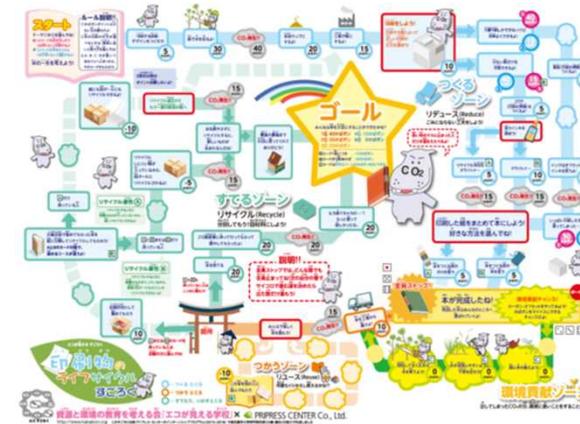
環境教育プログラムの提供や指導者の斡旋等を行う非営利団体を、申請に基づき、国が指定する制度。



環境教育等支援団体によるプログラムの提供事例

例) 資源と環境の教育を考える会
『エコが見える学校』

「エコが見える学校」は、製品の一生を通じた(ライフサイクル)考え方の普及、またそのコミュニケーションのあり方を考えるため、産学を中心とする任意団体。例えば、学校生活で使用する衣食住に係る製品を題材に、学校の中で自分たちの活動が環境に負荷をかけていることを意識し、負荷の低減のためにどうすれば良いか、自発的に考え、行動を促すプログラムなどを提供している。



身近なものの一生を考えるすごろくの提供

＜プログラム「大切にしている思いのかたち」に参加した小学生の感想＞

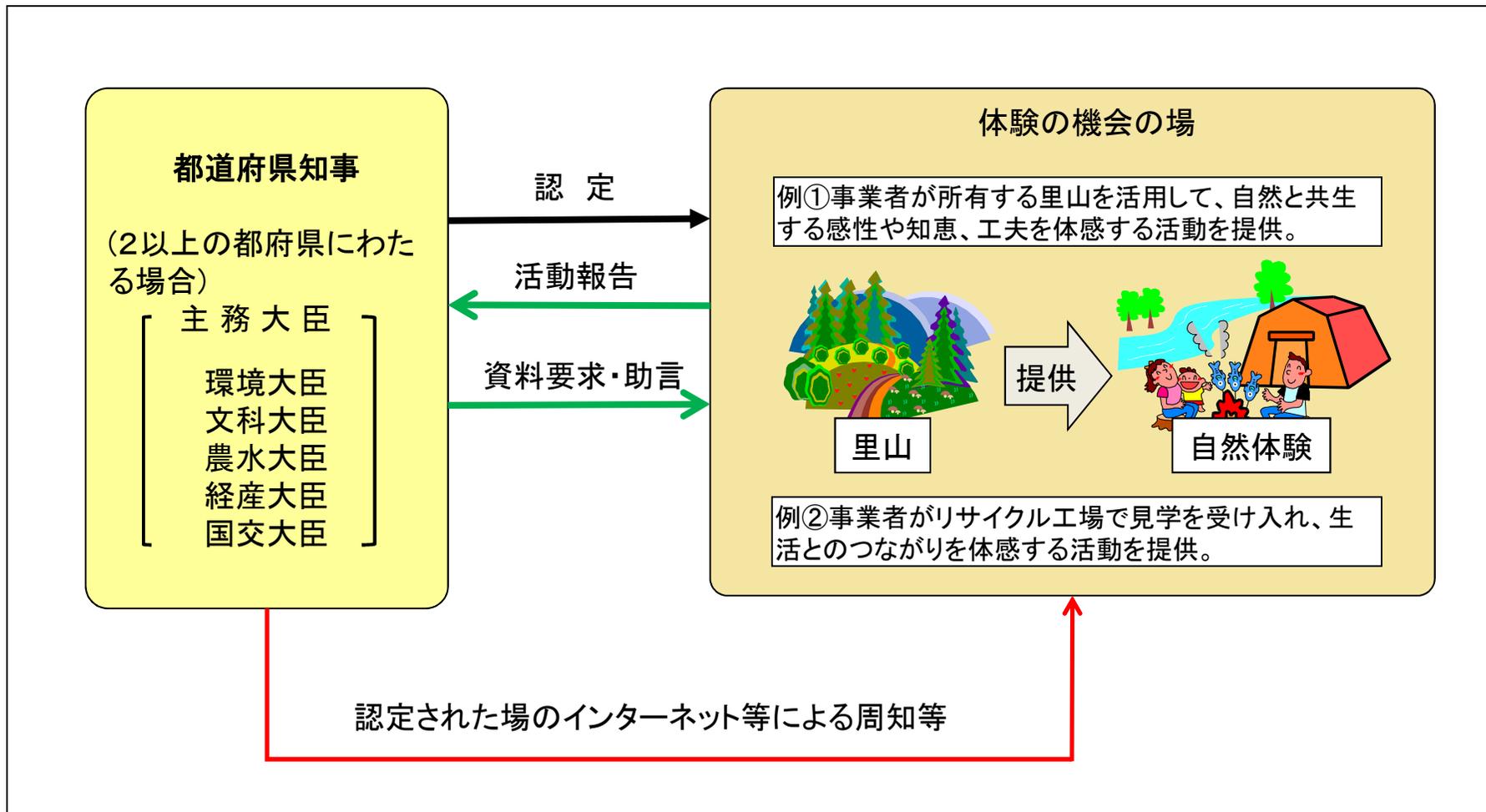
お話を通して、和食器に描かれた模様の意味と昔の日本人の心を理解しました。和食器だからこそおいしく頂けるご飯もあるし、何より害虫のイナゴやクジラ、そして命のない針や筆にまで感謝をする日本の心はすごいと思うし、何よりこの国のほこりです。このことを色々な人に伝えたいです。

指定団体一覧

NO	団体名	事業名
1	特定非営利活動法人 地球環境保全協会	太陽光発電導入向け環境エネルギー教材及び環境教育普及啓発事業
2	資源と環境の教育を考える会 「エコが見える学校」	資源と環境の教育の、普及促進事業
3	特定非営利活動法人 環境カウンセラー千葉県協議会	地域密着した環境保全活動と環境教育支援事業
4	公益財団法人日本環境協会	こどもエコクラブ事業
5	特定非営利活動法人 自然体験学校	自然体験活動、及び環境教育プログラムの提供、および、指導者の育成、派遣事業

体験の機会の場の認定制度

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が、一定の基準に照らして認定・周知する制度。認定に際しては、教育委員会との協議が必要。



体験の機会の場の認定一覧(H30.1末現在:認定順)

認定者	事業主体	事業内容
山梨県知事	公益財団法人キープ協会	「環境教育指導者セミナー(清里インタープリターズキャンプ)」インタープリター(環境教育指導者)の普及
川崎市長	昭和電工株式会社川崎事業所	使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育(分別体験、化学実験、事業所見学等)
川崎市長	株式会社ショウエイ	ろ過装置を利用した水、熱、電気の省エネ学習(ろ過実験、事業所見学等)
川崎市長	富士通株式会社川崎工場	タブレットPCを用いた環境教育(将来の仕事とエコ ～キャリア教育×環境教育～) 等
川崎市長	明治大学黒川農場	アグリサイエンスアカデミー(農業体験等)
埼玉県知事	石坂産業株式会社	・建設廃棄物の資源化プラント施設見学を通じた3R学習 ・三富地区の里地里山を五感で学ぶ体験学習 等
川崎市長	東京ガス株式会社	環境に配慮した食の取り組み(食育とエコ・クッキング)
前橋市長	サンデンファシリティ株式会社	・自然体験活動や森林整備体験活動 ・自動販売機や冷凍冷蔵ショーケースの生産工場の見学 等
福島県知事	樽井 俊二	生物との触れ合いや木材加工を通じた里山林での自然体験学習
広島県知事	株式会社オガワエコノス	廃家電製品の分解を通じた3Rの学習
大阪市長	公益財団法人公害地域再生センター	西淀川公害についての体験学習、公害地域を学ぶフィールドワーク等
秋田県知事	東北電力株式会社 能代火力発電所	火力発電所や能代エナジウムパークの見学を通じてた発電所の取組やエネルギー資源等の重要性に係る理解促進
八王子市長	佐川急便株式会社	森林散策や里山保全体験、間伐材をつかったクラフト体験等を通じて、自然や里山保全の大切さについて学習
青森県知事	ひろさき環境パートナーシップ21	生物観察会や池の環境を育む保全活動等を通じた自然環境や生物多様性の保全の大切さについての学習
高知市長	株式会社 相愛	丸太切り・薪割体験・竹細工等を通じた森林・竹林整備の重要性についての学習

体験の機会の場の認定事例

例) サンデンフォレスト
(サンデンファシリティ株式会社)

体験内容: 森での体験学習
自動販売機ミュージアム体験

年間体験人数: 約8,300人
(平成28年度)



体験した学校関係者の声

- ・計画の段階から丁寧にご対応いただき、こども達の心に残る学習になりました。
- ・こども達が「楽しかった」と話しており、その後の学習の動機付けにつながりました。
- ・足や心臓の悪い児童などに対し、車の手配等配慮をしていただき、安心して保護者に説明ができました。

国としての「体験の機会の場」の活用～地方公共団体における認定の促進に向けて～

石坂産業株式会社

環境調査研修所「環境教育研修」(平成29年9月12日～15日)

地方公共団体等の職員を対象とする研修。体験を通じた環境教育の重要性の理解と自治体間のネットワーク形成を主たる目的として実施。カメラや映像を使った体験ワークショッププログラムを開発し、実施。

当日は、武部環境大臣政務官もワークショッププログラムに参加。

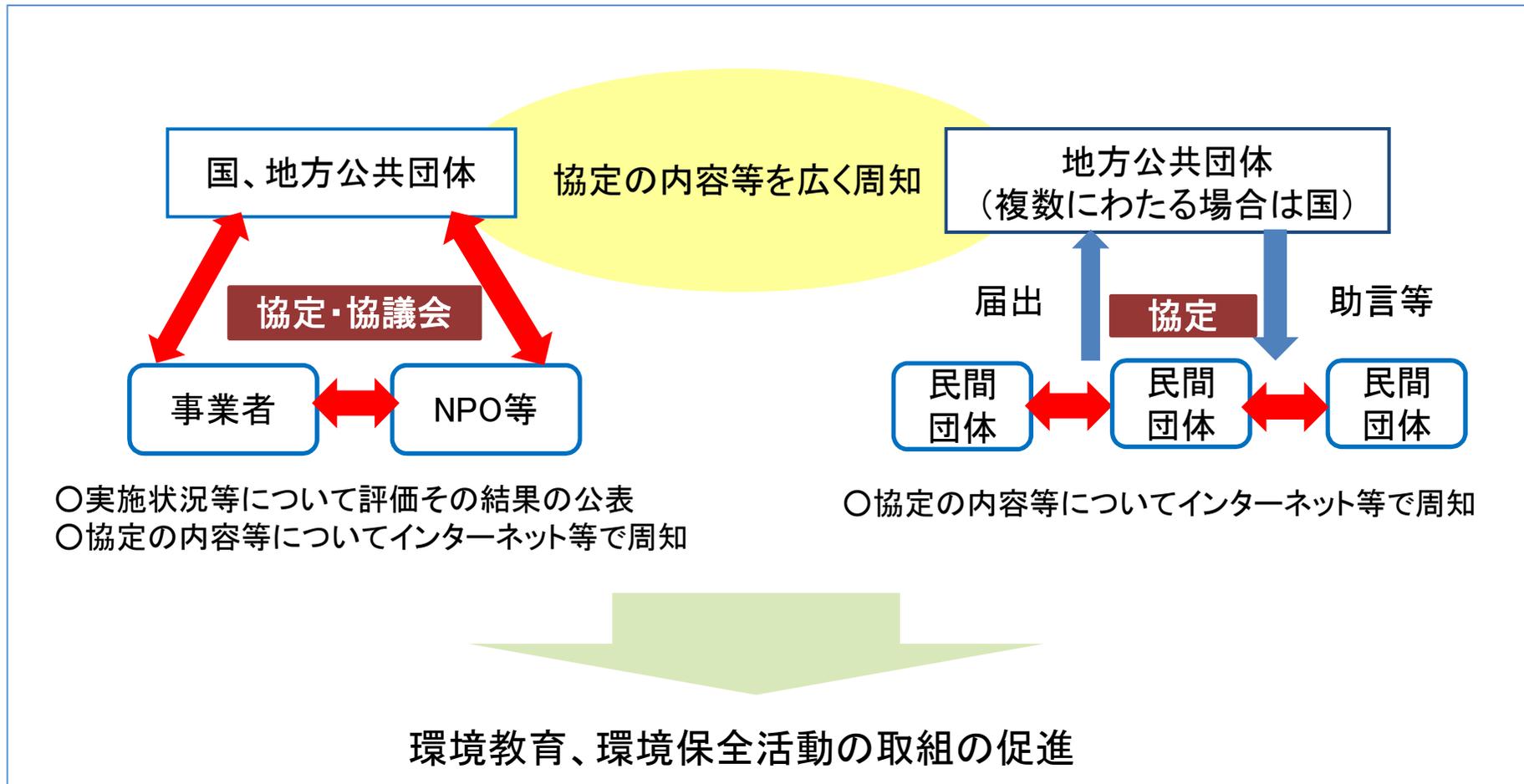


参加した自治体職員の声

- ・ 知識を教えるだけでなく、感性を刺激するものを提供し、自ら主体的に学んでもらう重要性に気づいた。
- ・ 環境教育をやってみようと思うモチベーションが上がった。
- ・ 民間企業がここまで素晴らしいプログラムを提供することに感動し、イメージが変わった。
- ・ 自分の地域でもこういう企業があるかもしれないと思い、戻って発掘を考えてみようと思う。
- ・ この体験は生涯忘れない。
- ・ 職場に持ちかえて参考になれるポイントが多かった。

環境保全に係る協定の締結制度

国、地方公共団体、国民、民間団体等との間で、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進するため、協定の締結と可能とする制度（民間同士で協定を締結する場合は、地方公共団体への届出が可能）。



環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の充実・拡大のための官民協働取組

背景

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定制度が開始して5年を迎える。実際に体験した学校等の評価は高いものの、認定実績は依然として少ないのが現状である。持続可能な社会の担い手育成の拠点となる「体験の機会の場」の充実・拡大を図るため、官民協働による取組が必要。

協働取組の内容

環境教育等促進法に基づく協定を活用し、官民が協働して「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた取組を行う。

- 「体験の機会の場」の充実・拡大のための調査研究、体験プログラムの開発及び普及啓発
- 地域で「体験の機会の場」の推進役となる人材(以下「地域推進人材」という。)の育成 等

協定期間:平成29年10月26日(協定締結日)から平成34年9月30日まで

役割分担

国(環境省)

- ・ 関係省庁、地方公共団体との連絡調整
- ・ 積極的な広報活動の実施
- ・ 体験プログラムの効果検証に係る助言
- ・ 認定手続に係る地方公共団体への助言
- ・ 地域推進人材の育成計画の策定
(自治体向け環境教育研修等の実施等)

協



定

「体験の機会の場」研究機構

(体験の機会の場の認定事業者で構成)

- ・ 国内外の優良事例の調査研究
- ・ 各種体験プログラムの開発・効果検証
- ・ 「体験の機会の場」関係者の相互参照の機会の創出
- ・ 民間団体等に対する普及啓発活動
- ・ 地域推進人材の育成プログラムの企画・実施等
(環境教育研修のプログラム策定・実施協力等)

目指すものとして

「認定体験の機会の場」の量的、質的向上

- ・ 「体験の機会の場」認定数の増
- ・ 個々の「体験の機会の場」訪問者数の増
- ・ 広域連携事業の展開(例:里山サミット等) 等



協定締結の様子

地方公共団体における環境保全に係る協定の締結

大阪府の例(学校法人との協定)

※大阪府ホームページ掲載資料(協定に定める事項の実施状況の評価(2年目))より抜粋。

- ・学校法人追手門学院(以下、「追手門学院」という。)と大阪府が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく協定を締結し、府民を対象とした環境教育及び環境保全活動を実施する。
- ・本協定は、両者が相互に連携及び協力を図りながら、大阪府における環境教育及び環境保全活動を協働で行い、持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

基本的役割

主体	事項
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の円滑な実施に必要な調整及び支援 : 「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ」の開催による環境啓発の場の提供及び「経営学部水野ゼミ」の活動を賞することで、事業を円滑に実施するための支援を実施。 ○事業に関する広報活動 : 報道提供や府ホームページへの掲載等、事業に関する広報活動を実施。
追手門学院	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の企画提案及び実施 : 様々な機会を通じ、環境教育及び環境保全活動に向けた企画提案を実施。 ○環境教育等実施及び場の提供 : 「知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ2016」をはじめとする多くの機会を通じ、環境教育を実施。 ○NPO法人等への支援 : 「経営学部水野ゼミ」「追大ミツバチプロジェクト」をはじめとする、学生の環境活動に対する支援を実施。 ○事業に関する広報活動 : 報道提供や追手門学院ホームページへの掲載、追手門学院大学在生向け掲示板への掲載等、事業に関する広報活動を実施。